

マージン率等に係る情報提供について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

記

1. 令和 5 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 2,822 人
2. 令和 4 年度 派遣先事業所数 40 件
3. 令和 4 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 16,524 円
4. 令和 4 年度 派遣労働者の賃金の平均額 11,767 円
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 28.78%
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
■キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL. 045-227-7221

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たり 平均実施時間
入職時研修	新規採用者	OJT	当社/派遣先	無償	有給	4 時間
職能別・職種転 換・階層別研修	1 年以上の 雇用見込者	OJT	派遣先	無償	有給	8 時間

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 - ・労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和 6 年 3 月 31 日)
 - ・協定労働者の範囲 (全ての派遣労働者)
8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
関東 I T 健康保険組合の福利厚生サービスやその他サービスが受けられます。
※社会保険加入者のみ

以上